

評議員、役員等に対する報酬等規程

社会福祉法人武蔵野会

(目的)

第1条 社会福祉法人武蔵野会の評議員、理事、監事又は評議員選任・解任委員に対する報酬その他の手当等の取扱いに関する事項で、法令又は定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

(報酬等の体系)

第2条 報酬等は、理事長及び法人職員を兼務する理事の報酬のほか、評議員、理事、監事又は評議員選任・解任委員が評議員会、理事会又は評議員選任・解任委員会に出席し、若しくはその職務として業務に当たる場合の報酬、交通費、旅費、宿泊費及び日当、並びに退任慰労金及び弔慰金により構成する。

(報酬等の額)

第3条 各職による報酬等の額は、下表のとおりとする。

職名	報酬等	交通費又は旅費	宿泊費・日当
理事長	A 週5日を勤務(常勤)する場合 (月額) 1,100,000円 ※社会保険 適用 ※理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席時の報酬 不支給	通勤及び業務出張時 実費	① 日当 1,500円
	B 週3日を勤務(非常勤)する場合 (月額) 600,000円 ※社会保険 勤務実態により適用 ※理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席時の報酬 不支給		② 業務出張時の宿泊費 実費
	C その他の勤務態様で勤務する場合は、A又はBに準じて報酬を算定し、決定する。 ※理事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席時の報酬 不支給		③ 宿泊を伴う業務出張時の日当 (一泊) 2,500円

業務執行理事	① 職員として受ける給与、手当等 ② 理事兼務手当（役割手当） （月額）20,000 円 ※理事会又は評議員会出席時の報酬 不支給	職員として受ける交通費 又は旅費	職員として受ける宿泊・ 日当
外部理事	理事会出席時の報酬 （日額）15,000 円	① 担当地区への出張時 実費相当額 ② 担当地区への出張時 実費相当額 ③ 理事会出席時 実 費 ④ 業務出張時 実 費	① 担当地区への出張時の 日当 1,500 円 ② 業務出張時の宿泊費 実 費 ③ 宿泊を伴う業務出張時 の日当 （一泊）2,500 円
監 事	① 理事会又は評議員会出席時の報酬 （日額）15,000 円 ② 監査業務実施時の報酬 ・業務監査 （日額）30,000 円 ・会計監査 （日額）30,000 円	① 業務出張時 実 費 ② 理事会又は評議員会 出席時 実 費 ③ 業務出張時 実 費	① 業務出張時の日当 1,500 円 ② 業務出張時の宿泊費 実 費 ③ 宿泊を伴う業務出張時 の日当 （一泊）2,500 円
評議員	評議員会出席時の報酬 （日額）15,000 円	① 担当地区への出張時 実費相当額 ② 評議員会出席時 実 費 ③ 業務出張時 実 費	① 担当地区への出張時の 日当 1,500 円 ② 業務出張時の宿泊費 実 費 ③ 宿泊を伴う業務出張時 の日当 （一泊）2,500 円

<p>評議員選任・ 解任委員</p>	<p>委員会出席時の報酬 (日額) 15,000 円</p>	<p>① 委員会出席時 実 費 ② 業務出張時 実 費</p>	<p>① 業務出張時の宿泊費 実 費 ② 宿泊を伴う業務出張 時の日当 (一泊) 2,500 円</p>
------------------------	---	--	---

- 2 理事長の月額報酬は、源泉所得税を控除した額で支給する。
- 3 理事長の報酬又は理事兼務手当は、通貨で直接理事長又は業務執行理事に支給する。
ただし、本会の職員就業規則で給与の支払い方法を職員代表と書面により協定している場合は、当該者の指定する金融機関に振り込むことができる。
- 4 理事長及び業務執行理事の以外の者の報酬等は、その者の業務実績により原則、当該者の指定する金融機関に振り込むものとする。
- 5 評議員の報酬は、第 1 項の規定に関わらず年度の総額が百万円を超えない範囲でなければならない。
- 6 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後に精算することができる。
- 7 評議員会、理事会又は評議員選任・解任委員会出席時の交通費は、評議員、外部理事、監事又は評議員選任・解任委員が事前に届出た交通経路により自宅から法人本部までに要する額を支給する。

(退任一時金)

第 4 条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員に対しては、次により、支給上限額の範囲において退任一時金を支給する。

退任時 一期につき 2 万円 (支給上限額 20 万円)

- 2 同一の者が評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員を転就任した場合の任期はこれを通算する。
- 3 評議員会、理事会又は評議員選任・解任委員会の出席日数を勘案した行政指導に基づいた支給条件により、在任期間で算定した退任一時金満額の 50～100%の額の支給とすることができる。
- 4 この退任一時金の支給及び金額は、評議員会の承認をもって支給する。

(理事長の退任一時金)

第 5 条 法人職員から常勤職の理事長に就任した者に対しては、別表により算定した額を第 4 条 1 項の退任一時金に代えて支給する。

(弔慰金等)

第 6 条 評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員又はその家族に対し、次の各号により弔慰金等を支給する。

- (1) 任期中に本人が死亡した場合 死亡時の退任慰労金の額及び香典 5 万円
弔電、生花
- (2) 退任後に本人死亡の連絡があった場合 弔電、香典 2 万円
- (3) 任期中に家族（親、配偶者、子）が死亡した場合 弔電、香典 1 万円
- (4) 任期中に本人が病気等で入院した場合 見舞金 1 万円

(改正)

第 7 条 この規程に掲げた報酬等の基準、金額の改正は、理事会の承認を得たうえで、評議員会の決議により行う。

2 前項以外の改正は、理事会の決議により行う。

〔附則〕

1. この規程は、平成 29 年 1 月 25 日に「理事長の職にある者の報酬に関する規程」と「役員等経費に関する規程」を統合して改編し、改正社会福祉法の施行日（平成 29 年 4 月 1 日）から適用する。ただし、第 4 条 1 項表中の評議員選任・解任委員に対する報酬等については、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。
2. 給与規程細則第 19 条 3 項に規定する「業務手当」は、第 3 条表中の「理事兼務手当」に該当し、平成 29 年 6 月 29 日に開催される改正社会福祉法による最初の定時評議員会において理事及び監事が選任され、当該理事で構成する理事会で業務執行理事が選定されるまでの間、第 3 条 1 項表中及び 3 項並びに 4 項の「業務執行理事」を「法人の職員を兼ねる理事」と読み替える。
3. 平成 29 年 6 月 29 日 第 17 回評議員会 一部改正（改正社会福祉法による報酬等の基準、金額の決議）
4. この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

別表

第5条による理事長の退任一時金 = (A) + (B) - (C) - (法人職員退職時の退職金)

A 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度退職手当金を法人職員として定年まで在職できた期間で算定

$$\text{退職手当金 (A)} = \text{算定基礎額} \times \text{普通退職の支給乗率}$$

B 東京都社会福祉協議会従事者共済会退職共済金を法人職員として定年まで在職できた期間で算定

$$\text{退職共済金 (B)} = \text{平均標準給与額} \times \text{退職金給付率}$$

C 東京都社会福祉協議会従事者共済会退職共済金で法人職員として定年まで加入できた期間に加入者分として予定していた掛金を算定

$$\text{加入者分予定掛金 (C)} = \text{標準報酬額の } 23/1000 \times \text{月数}$$

A、B、C については、理事長退任時の独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会従事者共済会の規定によるものとする。